

3

2006
March

広報
PUBLIC
RELATIONS

こが
KOGA

No.590

2006年3月号(平成18年3月10日発行)第590号



【千鳥苑】—ちどりえん—



【古賀神社】—こがじんじゃ—



【大根川】—だいこんがわ—



【鹿部山公園】—しかぶやまこうえん—

桜
SAKURA

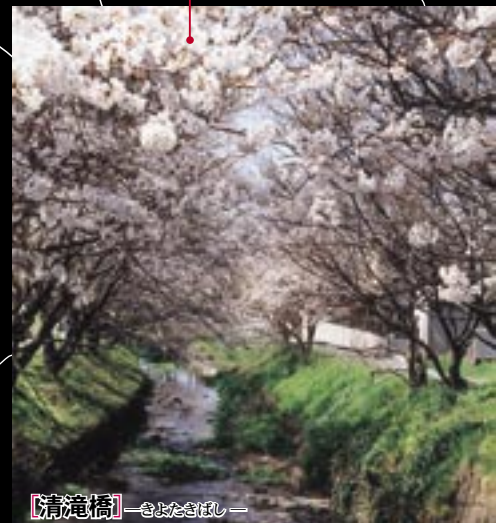
春爛漫

もすぐ桜の季節。桜は私たち日本人に最も親しまれ、愛されてきた花といえるでしょう。そんな桜がもうすぐ見ごろ、ホカポカ陽気とともに、ウォーキングやサイクリングを兼ねて、古賀市内の桜の“名所”を訪ねてみませんか。

●ここに紹介した所以外にも、古賀市内にはまだまだたくさんの桜の名所があります。



【谿雲寺】—けいいうんじ—



【清滝橋】—きよたきばし—



【興山園】—こうざんえん—

CONTENTS
MARCH

障害者自立支援法	2～3p
学校2学期制	4p
麻疹・風しん予防接種	5p
都市づくり新時代	6p
図書館だより	7p
出前講座	8p
井戸ばた会ギ	9p
ひろば	10～11p
人事行政の運営等状況の公表	12～15p
ヒューマンライツ	16p
生活情報	17～19p
年間計画	20p

ともに暮らし、支え合うために

障害者自立支援法

平成18年
4月から

がはじまります

障害者自立支援法が目指すものは、
障害者が自立し、安心して暮らすことのできる「地域社会づくり」です。

障害者自立支援法の ポイントは…

1. 障害福祉サービスがひとつになります
…身体・知的・精神障害のある人が共通の制度で、共通のサービスが受けられるようになります。
2. 障害者がもっと「働ける社会」をめざします
…障害者の就労を福祉側からも支援します。
3. 手続きなどがわかりやすくなります
…支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるように、手続きや基準をわかりやすくします。
4. みんなで支え合う仕組みが強化されます
…利用したサービスの量や所得などに応じた公平な負担を求めています。また、これまで国が補助するしくみであった福祉サービスの費用を、国が義務的に負担するように改めます。

- 補装具費の支給…補装具の購入や修理にかかる費用を原則 1 割自己負担、9 割を市などが負担します。
- 地域生活支援事業…コミュニケーション支援、移動支援(ガイドヘルプ)、日常生活用具の給付などの事業があります。

利用者負担は どうなるの？

原則は 1 割負担ですが、負担が増えすぎないように所得に応じて上限額の設定や個別減免などの軽減策が講じられています。

(図-1)

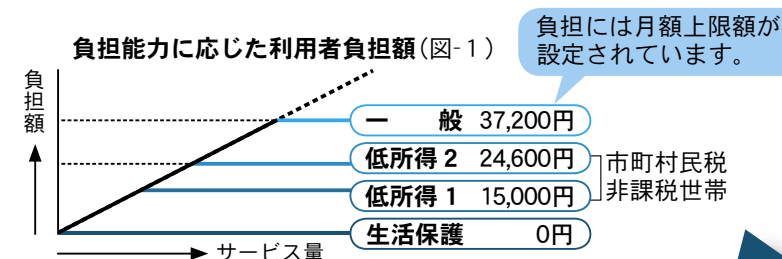
- 一般…市町村民税課税世帯
- 低所得 2…市町村民税非課税世帯(世帯 3 人世帯であれば、障害基礎年金 1 級を含めて概ね 300 万円以下の年収の人)
- 低所得 1…市町村民税非課税世帯で障害者の収入が年収 80 万円(障害基礎年金 2 級相当額以下の人)

4. 認定・通知
審査判定に基づき障害程度区分の認定を市が行い、サービス利用意向などを踏まえながら、サービスの支給量などが決定され、受給者証が交付されます。
5. サービス利用計画の作成
必要に応じて相談支援事業者とサービス利用計画を立てます。サービス

利用計画作成費は無料です。

6. サービス利用
契約によりサービスの利用を開始します。

※現在「支援費制度」で福祉サービスを利用している人は、3 月までに利用者負担見直しの手続きが必要になります。



新しいサービスの しくみは？

複雑に組み合わせっていたサービスがひとつになり、障害者の地域での自立した生活を支援していきます。

- 介護給付…障害の程度や状態に応じて必要な介護を行います。
居宅介護(ホームヘルプ)・短期入所・施設入所支援など
- 訓練等給付…身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。
自立訓練・就労移行支援・共同生活援助(グループホーム)など
- 自立支援医療…旧(更生医療・育成医療・精神通院医療)が一括化されます。

福祉サービスは どうやって利用するの？

皆さんに必要なサービスを提供できるよう市(福祉課)や事業者がお手伝いします。

1. 相談
市(福祉課)に相談します。
2. 申請・調査
サービスの必要な人は支給の申請を行います。続いて現在の生活や障害の状況について調査が行われます。
3. 審査・判定
調査結果をもとに、審査会で審査・判定が行われ、どの位のサービスが必要か状態が決められます。

■問い合わせ先 サンコスモ古賀 福祉 課障害者福祉係 ☎9 4 2 局 1 1 5 0 番

重度心身障害者医療について

○現在、重度心身障害者医療をご利用の人は、
自立支援法施行後も、引き続き障害者医療証を利用できます。

○知的障害者入所施設をご利用の人、
重度心身障害者医療の手続きはお済みですか？

障害者自立支援法施行に伴って、平成18年4月からは、知的障害者入所施設利用者の医療費は自己負担になります。しかし、次に該当する人は重度心身障害者医療の対象になり、保険適用後の自己負担分を公費で負担します。(一部例外あり。)該当する人は、必ず手続きを行ってください。

◆該当者(支援費制度における知的障害者入所施設の利用者で次に該当する人)

- ・身体障害者手帳 1 級または 2 級の人
- ・療育手帳 A の人(A 1・A 2・A 3)
- ・身体障害者手帳 3 級かつ療育手帳 B 1 の人 など

◆申請窓口 市役所 国保年金課

※住所を施設所在地の市町村へ移した場合も、申請は市役所国保年金課になります。

重度心身障害者医療についての問い合わせは

市役所国保年金課 ☎9 4 2 局 1 1 1 1 番まで

障害のある人もない人も “であい”の場に 来ませんか

コッコの会では――。
みんなで企画、話し合いをします。
あなたのアイデアを生かしませんか！
楽しい仲間が待っています。



▲みんなで作ったマーク

コッコの会について……。

平成17年2月に志免町(シーメイト)で行われた第19回ふくおかボランティアのつどいへ参加した障害者の斉藤さん(身体障害)、佐道さん・松永さん(視力障害)、山本さん(聴力障害)、夏目さん親子(自閉症)らと出会いから、お互いの障害の枠を飛び越え、活動する仲間として「会」を立ち上げました。

活動日●毎月第4土曜日 13時30分～ サンコスモ古賀ボランティアルーム
連絡先●古賀市社会福祉協議会 ☎9 4 4 局 2 9 4 1 番

仲間
募集中
「コッコの会」

特集◎学校が変わる！子どもが変わる！

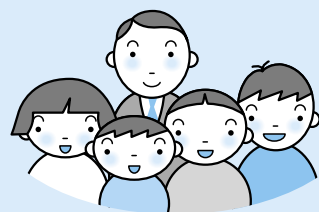
学校

2学期制

平成18年度から完全実施



たくさんの人々との出会いをたいせつにし、友達との信頼を深め、感動を味わい、その感動を広げていきたい。青柳小学校の「汗と涙と笑顔と感謝の100キロキャラバン」。昨年も10月17日から佐賀県波戸岬（鎮西町）までの103kmを5日間かけて走破しました。



平成16年度から取り組んできた2年間の試行を終え、古賀市では、平成18年4月から市内全小・中学校（11校）で学校2学期制を実施します。2学期制は学校の教育活動にゆとりを生み出し、補充学習や発展学習など、きめ細かな指導と評価により確かな学力を育てます。また、先生と児童・生徒との触れ合う時間を増やし、特色ある充実した学校生活を創り出す有効な学期制であることもわかってきました。

●古賀市の2学期制の仕組みなどは市のホームページに詳しく掲載しています。

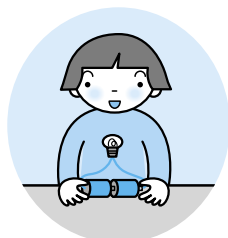
教育相談、進路相談の充実

学習指導、教育相談、進路相談、進路指導などについてきめ細かな相談体制をとることにより、児童・生徒、保護者に成長を伝える内容を充実させることができます。中学校（3年生）では、先生が進路指導に専念できるようにになります。

2学期制で期待される効果

授業時間の増加による学習の充実

授業時間の増加により、これまで以上にきめ細かな学習指導が可能となります。また、夏休み（7月）・冬休み（12月）前の慌ただしさがなくなり、休み直前まで落ち着いた学習指導、補充学習、発展学習ができます。さらには補充学習週間などを実施している学校もあります。

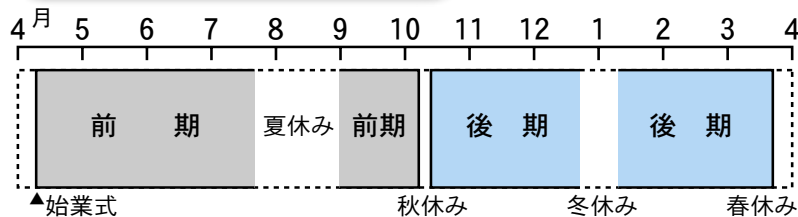


中学校部活動の指導が充実

夏休み前（7月）の中体連の練習や対外試合で、クラブ顧問などの先生がこれまで以上に指導でき、生徒の部活動も充実します。それにより、先生と生徒との信頼関係が深まります。

古賀市の学校2学期制

平成18年度



前期●4月6日～10月6日 後期●10月12日～3月24日

※前期・後期の切れ目は10月の第2土曜日、日曜日、体育の日に続く計5日間が「秋休み」として学校の休みになります。この「秋休み」のために増えた平日の2日間の休みは、夏休み期間を2日間短くすることによって調整、このため、総出席日数はこれまでと変わりません。

休み期間	【夏休み】	7月21日～8月29日 前期後半の授業開始時期 8月30日
	【秋休み】	10月7日～10月11日
	【冬休み】	12月23日～1月8日
	【春休み】	3月24日～

現場からの声

2学期制を学校改革の“追い風”に

青柳小学校 金子辰美校長



ゆとりと教育活動の充実を図るための学校2学期制（試行）から、多くの成果がありました。中でもいちばんの成果は、夏休み前でも体験を伴った活動や充実した学習が可能になったことです。学校にとって、夏休み前の7月は成績処理の分析、通知表作成にゆとりがないときですが、前期の終業式が10月上旬にあるため、夏休み前日まで十分な学習や個別指導を実施することが可能となりました。また、子どもたちにとってもこの時期は、長期休業を前にして不安を持ちやすい時期ですが、教師と子ども、子ども相互が向き合う時間を確保することができ、学習の満足感や夏休みの自由研究のテーマ、目標を持つて長期休業に入ることができました。本校では、今年も総合的な学習で6年生が古賀市から佐賀県波戸岬までの約100kmを4泊5日かけて歩くというチャレンジを行いました。2学期制になったことにより、7月も事前の活動や体力づくりが可能となり、この学習の成功につながっています。また、この学習が全校の子どもたちの目標となり、学校再生の機会となっています。今後2学期制を学校改革の“追い風”としてとらえ、子どもが育つ学校づくりを推進していきたいと考えています。

長期休業中の家庭学習の充実



長期休業前、落ち着いた学校生活の中で夏休み、冬休みの家庭学習、生活指導について事前指導が十分行えます。その結果、家庭学習が充実していきます。

その他、各学校では2学期制実施に伴い、今までの教育課程を見直し、「2学期制を学校改革の追い風」をキャッチフレーズとして、よりよい方向へ変わっていきます。

平成18年
4月1日
から

麻しん(はしか)風しんの予防接種が変わります

■現在（～平成18年3月31日）

対象となる年齢・期間	麻しん(はしか)、風しんとも生後12か月から7歳6か月未満
使用するワクチン	麻しんワクチンと風しんワクチンの2種類
接種回数	麻しんワクチンと風しんワクチンを1回ずつ

■平成18年4月1日から

対象となる年齢・期間	●接種時期が2回に分かれます 【第1期】1歳の誕生日から2歳の誕生日の前日まで 【第2期】5歳以上7歳未満で、小学校にはいる1年前の4月1日～3月31日まで
使用するワクチン	麻しん・風しん混合ワクチンの1種類
接種回数	混合ワクチンを、【第1期】に1回、【第2期】に1回

◎次に当てはまる人は、平成18年4月からの混合ワクチンを接種できません。

- 平成18年4月1日で生後24か月（2歳）以上の人
 - 麻しん・風しんとも、すでに受けた人、またはかかった人
 - 麻しん・風しんのどちらか一方でも受けた人
 - 麻しん・風しんのどちらか一方でもかかった人
- ※ただし、上記の第2期に該当し、麻しん・風しんどちらも接種しておらず、そのどちらにもかかっていない人は、接種第2期の1回分だけ接種できます。

すでに麻しん(はしか)・風しんのどちらか一方を接種をしている人は、速やかにもう一方のワクチンを接種しましょう。

接種可能な医療機関などのお問い合わせ下記までどうぞ。

問い合わせ先
サンコスモ古賀 健康づくり課
☎942局1151番

■問い合わせ先 古賀市教育委員会 学校教育課 ☎942局1130番

都市づくり新時代

今回は、2月10日に米多比区まちづくり委員会でもとめられた、「まちづくり構想(委員会案)」の概要を紹介します。

「米多比区まちづくり構想(委員会案)」がまとめられました

平成17年2月27日に第1回が始まった米多比区まちづくり委員会は、今年2月10日の第10回をもって「まちづくり構想(委員会案)」がまとめられ、米多比区のまちづくりのキャッチフレーズと言える将来像を、「次世代に引き継ぐ」豊かな自然と心とする案が示されました。

また、次世代に引き継ぐものとして、①自然 ②適正な土地利用 ③人の活動、が挙げられました。

基本的な方向性や具体的なアイデアも盛り込まれています

まちづくり構想は、委員会での議論や区民アンケートに寄せられた意見をもとにして、米多比区のおおむね20年後の将来像を文章と図面で表すことにしました。

特に、目指すべき目標である「米多比区の将来像」を実現するための「基本的な方向性」や、「まちづくり構想図」方向性に対する意見・アイデアなどについては、熱心な議論が重ねられ、多くの区民の意見が反映されたものとなりました。

米多比区の将来像

考えたことがありますか？
20年後の自分、家族、米多比

次世代に引き継ぐ

豊かな自然と心

◎次世代に引き継ぎたいものとは

- ①自然 (山並みの美しい自然、緑豊かな自然)
- ②適正な土地利用 (実り多い農地、秩序ある土地利用)
- ③人の活動 (多彩な地域活動、人と人との支えあう地域活動)

※まちづくり構想ではそのほかにも、「基本的な方向性」(5項目)、「まちづくり構想図」(3つのゾーンに区分)、「基本的な方向性に対する意見・アイデア」(68個)、「あとがき」などが示されました。



米多比区まちづくり委員会委員
村山 浩之さん

子どもが帰ってきたくなるまちづくりを

委員会では計10回の討議や区民アンケートを取るなど、多くの人にこれからの米多比のことを考えてもらう、いきつけになったと思います。「米多比区の将来像」は、地域のスローガンとして皆のものにするために、看板や横断幕にするのもいいですね。

委員会をととして、10年、20年先の自分たちや米多比のことをイメージすることが大事だと思いました。米多比を巣立った子どもたちが、帰ってきたいと思えるような故郷づくりをしたいですね。そのために、自分たちにできることを、息長く楽しくやっていければ最高ですね。

■問い合わせ先 市役所都市計画課土地利用対策室 ☎942局1111番 内線375

図書館だより



第336回

参加してみませんか

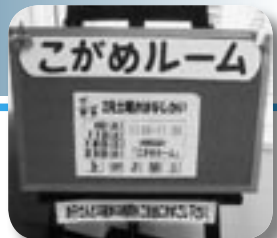
図書館では、本を探したり、読んだり、借りたりするだけでなくさまざまな取り組みや催しも 行っています。ぜひご参加ください。



- おはなし会 開催日 第1～第4土曜日 時間 11時～11時30分
- 名画会 開催日 第2土曜日 時間 14時～
- 子ども映画会 開催日 子どもの日や夏休みなど不定期
- 読書講座、講演会 古典文学講座やボランティア講座、文学の足跡を訪ねてなど、年10回から13回
- 図書館まつり ブックリサイクル、西日本読書感想画展示、おはなし会スペシャルなど
- その他 一日図書館員、古賀市親子読書大会など
(都合により開催日が変更になる場合があります。詳細は広報や館内掲示などでご確認ください)



定例の「おはなしがい」を紹介します



平成7年の4月に始まった土曜日のおはなしはいは、古賀語りの会、古賀子どもの本の交流会など、市内の図書館ボランティアの皆さんのご協力により開催しています。その「おはなし会」も今年の5月13日(土)で、700回を迎えます。絵本の読み聞かせや紙芝居、手遊びなどが楽しめ、毎週顔なじみの子どもたちも増えてきました。小さいお子さんをお持ちの人、絵本に興味のある人、ぜひご参加ください。



子どもさんと絵本を楽しむ時間をつくりませんか。
近くの文庫がみなさんを待っています。

地域文庫紹介

市内にある7つの文庫は、その地域のお母さんたちが中心となり、子どもたちに読書の楽しさを伝える活動をしています。30年近い歴史を持つ文庫もあります。本の貸し出しだけでなく、地域の人たちとの「触れ合い活動」を通して、子育てと地域活性のために文庫の存在が、大きな力となっています。

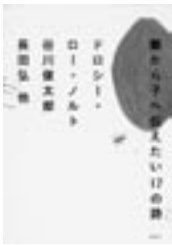
今回は、青柳にある「ひばり文庫」を紹介します。

- 所在地 古賀市青柳町 町川原二区公民館内
- 大人のボランティア会員 5人
- 活動日 第1、第3土曜日 10時～11時30分
- 蔵書数 500冊

古賀市の中心地から約6キロ離れた、自然の残る町川原二区公民館にひばり文庫があります。地域の人々に支えられながら、17年間活動は続いています。貸し出し、読み聞かせを中心に地道ではありますが、末永く活動を続けていきたいと思っています。近くにお住まいの人、ぜひ遊びに来てください。お手伝いをしてくださる人もお待ちしております。



よんでみませんか



題名 「親から子へ伝えたい17の詩」
著者 ドロシー・ロー・ノルト 谷川俊太郎 長田弘 他 双葉社 刊

あらすじ

迷いと悩みの中にある子どもたちに贈る、強くてやさしい言葉の数々。17編の詩の中には、ドロシー・ロー・ノルト作「親は子の鏡」、ドラマ「金八先生」の中で流れた谷川俊太郎作「生きる」など、子どもたちに伝えたい言葉が満載。今を、これからの人生を、より積極的に関わっていくきっかけになるような、そして子どもの成長を見守る親にとっても心の支えになるような1冊です。

4月の予定

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 30	24	25	26	27	28	29

●は休館日です。

- 開館時間…10時～18時
- おはなしかい
1日(土)、8日(土)、15日(土)、22日(土) 11時～11時30分
- 名画会
8日(土) …14時～(上映時間110分)
「コンチネンタル」(アメリカ映画)
- 読書講座のお知らせ
21日(金) …10時30分～12時
内容 子ども読書講座「子どもと楽しむ本の世界」
講師 八尋理恵(エルマー語りの会)

図書館からお願い

住所の変更はお済ですか？

新しく職場や学校が変わり、引っ越しされる人も多いと思います。住所や電話番号が変わる場合は図書館までお知らせください。

会議の公開制度が始まります

古賀市では、開かれた市政を実現するため、市政に対する市民の皆さんの理解と信頼をより深めていただくとして平成18年4月から附属機関などの会議を原則として公開することになりました。会議公開制度の対象となる会議は、事前にホームページ・行事予定表・市役所情報公開総合窓口で、日程、公開・非公開の別などを公表します。また、会議終了後には個人情報を除く会議の概要について公表します。詳しくは下記までお問い合わせください。

■会議の公開制度の対象となる会議■

(対象となる会議であっても、会議内容によって非公開になる場合があります。)

1	古賀市総合振興計画審議会
2	古賀市国土利用計画審議会
3	古賀市政治倫理審査会
4	古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会
5	古賀市防災会議
6	古賀市行政改革推進委員会
7	古賀市特別職報酬等審議会
8	古賀市入札監視委員会
9	古賀市男女共同参画審議会
10	古賀市同和対策審議会
11	古賀市国民健康保険運営協議会
12	古賀市環境審議会
13	古賀市障害者施策推進協議会
14	古賀市介護保険運営協議会
15	古賀市農業振興審議会
16	古賀市商工振興協議会
17	古賀市モーター類似施設審査会
18	古賀市都市計画審議会
19	古賀市住居表示審議会
20	古賀市学校給食センター運営委員会
21	古賀市青少年問題協議会
22	公民館運営審議会
23	古賀市体育指導委員全体会
24	古賀市社会教育委員会議
25	古賀市文化財保護審議会
26	古賀市広報広聴懇話会
27	古賀市市政モニター会議
28	古賀市防犯のまちづくり連絡協議会
29	古賀市農業振興地域整備促進協議会
30	古賀市構造政策推進会議
31	古賀市森林緑地環境保全協議会
32	古賀市立学校通学区域審議委員会

問い合わせ先
市役所総務課文書法制係 ☎942局1112番

新井戸ばた会ギ

井戸ばた
ハガキ

井戸ばたハガキ 【知恵袋編】 番外編

平成17年12月号に掲載した『井戸ばたハガキ【知恵袋編】その2』の「環境保全編」のお答えアイデアを紹介させていただいた人の中から、後日談についてのおハガキをいただきました。今回は特別にそのいただいたハガキを紹介させていただきます。掲載に当たっては匿名でいただいたため事前に了承を得ないままご紹介させていただくことをお許しください。

12月号の『井戸ばたハガキ【知恵袋編】その2』はこんな内容でした。

平成17年
12月号

Q 大根川や古賀海岸はどうすればもっときれいになるでしょうか？ (10歳代／男性)

A 大根川付近をいつもゴミ袋と“つかみ”を持ってゴミを拾っているおじさんを見ます。そんなおじさんの姿を見て私も…と思うのですが、なかなか勇気が出ません。この勇気ができれば、そして皆さんの気持ちを表せば海や川はすぐきれいになるのではないかと思います。(20歳代／女性)



この(20歳代/女性)さんから、広報掲載後のできごとについて以下のようなおハガキをいただきました。

私が、「広報にのったヨ！」と喜びながら主人に話すと、主人が驚いてQとAを読んで、出た言葉が「でも結局何もしてないやん。」と言われ、それまではうれしくてうれしくて、自慢げに言っていた私は…はずかしくなり、そしてくやしくてくやしくて何も言葉が出ませんでした。だって主人の言葉は本当だったからです…。そして私は勇気を出しました!! 子どもと一緒に! 子どもはとても楽しそうにゴミ拾いしてました。私たちに何人かの方たちが声かけしてくださいました。その方々にも、何か気持ちが伝われば嬉しいし、古賀をもっともっときれいな町にできれば…と思いました。そして私は、この勇気をできるだけ続けるようにやっていくつもりです。

このように、特別な「活動」ではないけれど、暮らしの中でできることのひとつとして、“ごみを拾う”という「行動」をしている人がいらっやいます。でも、まだまだ「勇気」が必要ですね。“古賀をもっときれいなまちにしたい”という気持ちを持つ人が増えれば、勇気を出す行動からもっと自然にごみを拾う行動へと広がっていくのではないのでしょうか。

私たちのコミュニティは、私たちの毎日の暮らしが交わりあうことで作られています。その中でお互いのいいところや知恵が、人から人へ伝わっていくことを願っているのがこの「井戸ばた会ギ」なのです。このハガキもまさに「井戸ばた会ギ」です。願いを出した人、考えた人、やってみた人…そして、この行動の輪が自然に広がっていくとうれしいですね。

自分にできることをする、困ったことを言える。…こんなお互い様のご近所をつくるのは、あなたであり、わたしです。「井戸ばた会ギ」をきっかけにいっしょに考えてみませんか？

問い合わせ先 新・井戸ばた会ギ事務局(サンコスモ古賀 福祉課)
☎942局1150番

ご利用ください！ 古賀市まちづくり講座

聞きたいこと・知りたい

出前講座

ことをお届けします

まちづくり出前講座は、市民の皆さんからの要望に応じて、希望の場所・時間に市の担当職員を派遣し、市役所の仕事や取り組み、暮らしに役立つ情報などをお届けするものです。講師派遣は無料です。地域やグループの学習会などにぜひご利用ください。 ※一部、ボランティアや講師を派遣する講座もあります。

【申込方法】

利用できる方／市民または市内事業所に勤務している10人以上(歴史講座は5人以上)で構成された団体やグループなどです。

申込方法／申込書に必要事項をご記入のうえ、市役所コミュニティ推進室までご提出ください。(持参・郵送・FAX・Eメールいずれでも可)

※申込用紙は、市役所コミュニティ推進室窓口・サンコスモ古賀・中央公民館にあります。市のHPにも掲載しています。

開催時間／年末年始を除く10時から21時までの間で、1講座90分以内です。(歴史講座は除きます)

実施会場／古賀市内に限ります。この講座は、皆さんが主催者となり、そこに講師を派遣する制度です。会場の手配や準備は主催者でお願いします。

【まちづくり・市政のしくみ】

1	市長と語るまちづくり 市長が市政についてお話しします	60分 人事秘書課
2	市役所の組織・地方分権 市役所の組織や地方分権について説明します	40分 人事秘書課
3	古賀市の財政事情 古賀市の財政状況を説明します	40分 財政課
4	選挙のしくみ 選挙制度の流れなどを説明します	60分 総務課
5	議会のしくみ 議会の流れ、傍聴のしかたなどについて説明します	60分 議会事務局
6	監査制度について 監査制度について説明します	30分 監査事務局
7	「共働」ってなあに？ 「共働」とはということなのかについてお話しします	30分 コミュニティ推進室

【くらし・人権】

8	税のしくみについて 税のしくみについて説明します	60分 市税課
9	防犯について 防犯について日ごろの備えなどを説明します	30分 総務課
10	消防・防災について 万一の災害に対する市の防災体制などを説明します	30分 総務課
11	防火防災教室 災害に対する日ごろの備え、消火器の使用法などについて説明します	60分 粕屋北部消防本部予防課
12	救急講習 心肺蘇生、応急処置などについて説明します(3時間以上の受講で資格付与)	90分 粕屋北部消防本部警防課
13	道路行政と交通バリアフリー 古賀市の道路状況と交通バリアフリーについて説明します	30分 建設課
14	賢い消費者になろう！ 悪徳商法や消費者のトラブルについて解説します	30分 商工振興室
15	国民年金講座 国民年金のしくみや公的年金の必要性をお話しします	60分 国保年金課
16	国民健康保険・医療制度講座 国民健康保険・その他医療制度のしくみや手続きのしかたを説明します	60分 国保年金課
17	こんにちは、市民課です 戸籍、住民票などの申請や届出について説明します	60分 市民課
18	古賀市情報公開制度について 古賀市情報公開制度のしくみや開示までの流れを説明します	30分 総務課
19	古賀市個人情報保護制度について 古賀市個人情報保護制度について説明します	30分 総務課
20	男女がともに輝き、生き生きと暮らすために 性別ではなく、個性を大切に生きる生き方について考えてみましょう	60分(ビデオ30分) 人権・同和政策課

21	人権ひろば(考えようみんなの人権) ○人権・同和問題解決をめざした取り組みについてみんなで考えます ○差別のないまちづくりをみんなで考えます	60分 人権・同和政策課 60分 教育総務課
----	--	---------------------------

【ごみ・環境・水】

22	ごみ処理の現状とごみ減量 ごみ処理の現状とごみの減量化・資源化について説明します	60分(ビデオ20分) 環境課
23	分別収集の分け方・出し方 資源ごみの分別方法や世話人さんのお仕事について説明します	30分 環境課
24	下水道のしくみ 下水道のしくみなどについて説明します	30分 下水道課
25	水道のしくみ 古賀市の飲料水ができるまでを紹介します	30分 水道課

【健康づくり・福祉】

26	介護予防いきがいくりについて 介護予防いきがいくりについて説明します	60分 健康づくり課
27	保健衛生・栄養 健康づくり講座 生活習慣病や高血圧の予防、食・栄養に関するお話などをお届けします	90分 健康づくり課
28	生涯にわたって健康講座 生きていくうえでいかに健康が大切かお話しします	60分 生涯学習課
29	健康体操で体を動かそう！ 健康体操を紹介します	60分 生涯学習課
30	軽スポーツ・ウォーキング体操講座 軽スポーツなどを紹介します	60分 生涯学習課
31	レクリエーション講座 いろいろなレクリエーションを紹介します	60分 生涯学習課
32	介護保険のしくみとサービスの利用について 介護保険制度や保険料、申請方法、サービスの内容などについて説明します	60分 高齢者福祉課
33	生活保護制度について 生活保護制度について説明します	60分 福祉課

【子育て・教育】

34	子どもの健康について 乳幼児の疾病予防や事故防止、基本的な生活習慣、健康づくりなどについてお話しします	60分 健康づくり課
35	子育て支援について 育児・親子遊び・子育て支援施策についてお話しします	60分 家庭支援室
36	児童の保護育成について 児童の虐待など、子どもの保護に関する相談事業のシステムについて説明します	60分 家庭支援室
37	青少年問題について 古賀市の少年非行の実態やその対策について説明します	60分 青少年総合センター
38	家庭・地域での子どもの健全育成について 子どもの健全育成に大切なことや、家庭・地域の役割について考えてみましょう	60分 青少年総合センター

【歴史・文化】

39	広報紙づくり講座 広報紙作成の流れや紙面づくりのポイントについてお話しします	60分 企画課
40	歴史講座 古賀市内の文化財の説明や史跡案内をします	終日(16時頃まで) 歴史文化財課

申し込み・問い合わせ先
市役所コミュニティ推進室
☎942局1260番

- 担当課の業務などの関係で、日時などの希望に添えない場合があります。
- 政治・宗教・または営利的な集会には、講師派遣いたしません。
- まちづくり講座は、質疑や意見交換はできますが、行政に関する要望や苦情をお聞きする場ではありません。



●5月生まれの赤ちゃんの写真是、赤ちゃんの氏名に生年月日、住所、保護者氏名、電話番号とメッセージ(65文字以内)を添えて郵送、または持参してください。4月6日(木)必着。掲載は1歳～3歳で、1人1回とします。応募多数の場合は抽選とします。
●問い合わせ・申し込み先【〒811-3192(住所不要)市役所企画課広報係・☎942局1113番(内線316)】※写真返却希望の場合は、返信用封筒(80円切手を貼ったもの)を同封してください。



むらやま あい
村山 愛依ちゃん
3月1日生まれの3歳
米多比

お誕生日おめでとう！いつも家族みんなを笑わせてくれる愛依ちゃんも、もうすぐ幼稚園だね。元気にすくすく育ってね。



いしかわ しゅう
石川 嵩ちゃん
3月5日生まれの3歳
今の庄

おめでとう！たくさん食べて元気に育ってください。お兄ちゃんもいろいろとたいへんだけど、妹のさーちゃんと仲良く遊ぼうね！



やまざき ももこ
山見坂 桃子ちゃん
3月9日生まれの2歳
花鶴丘

元気いっぱい☆お手伝い大好きももちゃん。いつもありがとう(^o^)/ 明秀お兄ちゃんといつまでも仲良くね(*^_^*)



さわい まこと
澤井 真人ちゃん
3月10日生まれの1歳
米多比

三人兄弟の一番下で、とってもヤンチャな“まこちゃん”これから「まこちゃんスマイル」たくさんみせてね(^o^)/五所保育園の先生みてる～！！



せもと そうま
瀬元 颯真ちゃん
3月30日生まれの3歳
千鳥

いつもニコニコ笑顔でみんなを楽しませてくれる颯真。これからも、元気にたくましく大きくなってね。

コンテストで 最優秀賞を受賞 夢はもちろん デザイナー



高校生が作った被服作品の全国コンクール「全国高校生クリエイティブコンテスト」の受賞作品が発表され、香椎高校服飾デザイン科3年の筋田 智子さん(古賀市在住)が最優秀賞を受賞しました。審査員の満場一致で選ばれた筋田さんの作品は「天の川をイメージして」と名づけられたフォーマルドレスで、紺のベルベット地に約3000個のビーズが縫い付けられたとても豪華なもの。製作に約1か月かかったそうです。筋田さんは、「将来の夢は、パリに行ってデザイナーになることです。」と笑顔で答えてくれました。



第16回 童謡まつり ホールいっぱいに声が 響きわたりました

1月29日(日)●中央公民館大ホールで第16回童謡まつりが開催されました。今年もたくさんのグループ(42団体、1,300人)が参加し、自慢の声や演奏を披露しました。

●独唱コンクール入賞者

優勝 小野 礼子(古賀東小5年) 市長賞 牛迫 優果(舞の里小2年)
議長賞 中川 智史(津屋崎小4年) 教育長賞 北川 ひかり(花鶴丘幼稚園)
審査員特別賞 牧野 晃士(花見ひかり保育園) ※家族特別賞 園ファミリー

第6回 名画テーマミュージックコンサート すてきな演奏にうっとり

福岡教育大学音楽科の卒業生で構成された、アンサンブル・コモドによる名画テーマミュージックコンサートが市立図書館で開催されました(2月12日)。コンサートでは、皆さんよくご存知の「となりのトトロ」や「おおシャンゼリゼ」、「ラストエンペラー」のテーマなどが演奏され、美しい音色に皆、聞き入っていました。「シンコペイティッド・クロック」という曲では、メンバーのお子さんの岩田ゆきこちゃん[ウッドブロック]と堀江むつまさくん[トライアングル]が演奏に参加。小さい体をいっぱいに使って演奏する姿に、盛大な拍手が贈られていました。



ミッドナイト遊撃隊出動式 まちの守りが強化されます

古賀市が都市化するとともに、コンビニエンスストアなどの深夜営業店をターゲットにした犯罪が増えてきました。このような傾向に歯止めをかけようと、粕屋警察署で「ミッドナイト遊撃隊」という部隊が結成され、2月24日(金)に古賀交番前で出動式が行われました。粕屋警察署長、古賀市長、古賀市防犯のまちづくり連絡協議会会長などが臨席する中、パトカー11台、白バイ4台が犯罪の撲滅を目指しパトロールに出動して行きました。今後は、古賀市・新宮町を重点的に回り、犯罪の防止に努めるそうです。



コミュニティシンポジウムを開催しました 全国の先輩から 温かい手ほどき

全国の先進自治体に学ぼうと、古賀市中央公民館でコミュニティシンポジウムを開催しました(2月12日)。講師には大濱憲司さん(宝塚市中山台自治会会長)と加留部貴行さん(福岡市地域活動アドバイザー)をお招きし、息の長い取り組みのコツやさまざまな苦労話を紹介していただきました。会場には、約70名もの市民が集まり、体験に基づく貴重な話にうなづきながら、熱心な質問や意見を交わしました。

古賀市 人事行政の運営等状況の公表

給与・定員管理等について

古賀市では、人事行政の公平性・透明性を高めるため、古賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例が定められています。それに基づいて、古賀市の行政運営などの状況をお知らせします。

表－７ 職員手当の状況

●期末・勤勉手当（平成16年度）

支給割合	古賀市		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
年 合 計	3.0月分 (1.6月分)	1.4月分 (0.7月分)	3.0月分 (1.6月分)	1.4月分 (0.7月分)
加算措置	役職加算 5～15%		役職加算 管理職加算	5～20% 10～25%

※（ ）内は、再任用職員に係る支給割合。

●退職手当（平成17年4月1日現在）

区 分	古賀市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤 続 20 年	21.00月分	27.30月分	21.00月分	27.30月分
勤 続 25 年	33.75月分	42.12月分	33.75月分	42.12月分
勤 続 35 年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分
最 高 限 度	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	なし	特例措置 2%～20%加算	なし	特例措置 2%～20%加算

表－８ 職員の平均給与額などの状況

（平成17年4月1日現在）

区 分		平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	古賀市	327,182円	402,573円 363,198円	41歳10月
	類似団体	354,691円	437,747円 408,249円	43歳7月
	国	329,728円	382,092円	40歳3月
技能労務職	古賀市	331,811円	373,064円 365,068円	42歳2月
	類似団体	316,231円	371,911円 351,148円	46歳1月
	国	285,008円	316,350円	48歳1月

※「平均給料月額」とは、平成17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当など諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また下段は国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当などの手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

表－９ 特別職の報酬などの状況（平成17年4月1日現在）

区 分		月 額	退職手当	期末手当(月分)
給 料	市 長	875,000円 (956,000円)	給料月額×在職年数×510/100 任期満了時支給	支給割合 6月期 1.60 12月期 1.70 合 計 3.30
	助 役	689,000円 (800,000円)	給料月額×在職年数×300/100 任期満了時支給	
	3 %の 減額措置あり			
報 酬	議 長	495,000円 (651,000円)	—	
	副議長	436,000円 (559,000円)	—	
	議 員	400,000円 (525,000円)	—	

※（ ）内は、人口規模・産業構造が類似している団体の最高値です。

●調整手当（平成16年度）

調整手当	月額支給率	4%
	支給対象職員数	339人
	支給実績	56,692千円
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	167,232円

●特殊勤務手当（平成16年度）

特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合		7.7%
	支給実績		630千円
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		24,246円
	手当の種類（手当数）		6種類
	代表的な 手当の名称	徴収事務従事手当 作業手当	徴収事務に従事する 職員の特殊勤務手当 海津木苑に勤務する 職員に対する手当
			1人につき400円 1月に6,000円

●時間外手当（平成16年度）

時間外勤務手当	支給実績	79,197千円
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	274千円

【その他の手当】

●管理職手当

支給率 部長級＝15% 課長級＝12% 課長補佐級＝10%
支給実績 32,907千円
支給対象職員一人当たり平均支給年額 658,136円

●扶養手当

支給実績 35,326千円
支給職員一人当たり平均支給年額 104,207円
配偶者＝13,500円、扶養家族2人まで1人につき6,000円
【配偶者がいない場合＝1人につき11,000円、扶養家族でない配偶者がいる場合＝1人につき6,500円】3人目から5,000円、満16歳から22歳の子がいる場合1人につき5,000円を加算。

●通勤手当

支給実績 23,787千円
支給職員一人当たり平均支給年額 70,169円
交通機関利用職員および交通機関以外（自動車など）で通勤している職員に55,000円まで全額支給。通勤距離1km以上に支給。（下線部分は国の制度と異なります）

●住居手当

支給実績 23,976千円
支給職員一人当たり平均支給年額 70,724円
借家の居住者に27,000円を限度として、それぞれ家賃に応じて支給。持ち家者（被扶養者の所有も含む）には、2,500円を支給。5年経過後においても支給。（下線部分は国の制度と異なります）

※上記4つの手当の額は月額です。

表－１ 歳出総額に占める人件費の割合（平成16年度決算統計）

歳出総額 A（千円）	人 件 費 B（千円）	実 質 収 支 (千円)	人 件 費 率 B/A(%)	平成15年度の 人件費率(%)
17,024,225	2,969,303	428,970	17.4%	18.3%

※人件費には特別職に支給される給料・報酬などを含みます。
※実質収支とは当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除したものです。

表－２ 職員給与費の状況（平成17年度一般会計当初予算）

職員数 A (人)	給 与 費（千円）					一人当たりの 給与額 B/A（千円）
	給 料	期末・勤勉手当	職員手当	計 B		
339	1,388,794	585,655	263,966	2,238,415		6,603

※職員手当には退職手当は含みません。

表－３ 一般行政職の初任給の状況（平成17年4月1日現在）

一 般 行 政 職	大 学 卒	決定初任給	古賀市	170,700円
			国	170,700円
	高 校 卒	採用2年経過	古賀市	190,200円
			国	184,400円
	高 校 卒	決定初任給	古賀市	143,300円
			国	138,800円
技 能 労 務 職	高 校 卒	採用2年経過	古賀市	160,200円
			国	148,500円
	高 校 卒	決定初任給	古賀市	143,300円
			国	—
	高 校 卒	採用2年経過	古賀市	160,200円
			国	—

表－５ ラスパイレス指数の状況（平成17年4月1日現在）

	平成12年	平成17年
古賀市	101.3	96.1
全国市平均	101.7	97.6

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与の水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

表－６

職員の経験年数・学歴別平均給料月額の状況

（平成17年4月1日現在）

一 般 行 政 職	大 学 卒	経験年数10年	268,527円	技 能 労 務 職	大 学 卒	経験年数10年	269,300円
		経験年数15年	319,100円			経験年数15年	該当なし
		経験年数20年	366,067円			経験年数20年	該当なし
	高 校 卒	経験年数10年	該当なし		高 校 卒	経験年数10年	該当なし
		経験年数15年	277,600円			経験年数15年	289,650円
	高 校 卒	経験年数20年	328,500円		高 校 卒	経験年数20年	該当なし

※卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

表－４ 一般行政職の級別職員数の状況

（平成17年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)
9級	部長・局長	6	2.4
8級	相困課長	19	7.4
7級	課長・室長・参事・課長補佐・参事補佐	29	11.3
6級	相困係長・相困主査	53	20.7
5級	係長・主査	20	7.8
4級	主任主事・主任技師	109	42.6
3級	主事	20	7.8
2級			
1級			
合計		256	100.0

※古賀市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
※標準的な職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

古賀市 人事行政の運営等状況の公表

給与・定員管理等について

表－15 福祉および利益の保護の状況(平成16年度実績)

地方公共団体は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を立て、実施しなければなりません。(地方公務員法第42条)

共済制度は、職員またはその被扶養者の事故(病気、負傷、出産、死亡、災害等)に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とした制度であり(地方公務員法43条第1項)、具体的には地方公務員等共済組合法によって福岡県市町村職員共済組合が制度を運用し、公務外の病気やけがの治療時の保健給付のほか、老後の経済生活を支援するための退職共済年金の支給などを実施しています。また、職員の安全と健康を確保するため労働安全衛生管理体制の整備や健康診断等を実施しています。公務中及び通勤途中の災害によって被災した場合については、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償等の補償を行うことになります。このほか、職員は各種の給付事業などを実施している古賀市職員互助会に加入しています。

●定期健康診断及び特殊健康診断等の実施状況

区 分	受診者数
職員総合健診	385
給食調理作業者健康診断	22
V D T 作業者健康診断	89

●公務災害等の認定状況

公務災害	通勤災害	計
2	1	3

16 糟屋郡公平委員会からの業務の状況報告

【勤務条件に関する措置の要求状況】

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、公平委員会が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあっせんまたは、これに準ずる方法で事案の解決に当たるものです。

●平成15年度末から16年度末件数 0 件

【不利益処分に関する不服申し立ての状況】

不利益処分についての審査制度は、職員から懲戒その他の意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合、公平委員会が事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認、修正し、または取り消す判定を行うものです。

●平成15年度末から16年度末件数 0 件

表－13 サービスの状況(平成16年度実績)

サービスの基準として地方公務員法第30条に「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。このサービス基準の趣旨を実現するため、「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「争議行為等の禁止」「営利企業等の従事許可」といった義務を定めています。

●営利企業等従事許可の状況

区 分	件 数
営利目的の会社等の役員を兼ねること	0
自ら営利企業を営むこと	0
報酬を得て事務等に従事すること	8

表－14 研修および勤務成績の評定の状況

【職員の研修の状況】

職員の研修は、職員の勤務能率の発揮及び増進を目的に、組織的、計画的に行われています。これは、地方公務員法の中に規定されており、古賀市では自己啓発、職場研修、職場外研修に区分して実施し職員の能力開発に努めています。

●平成16年度に行われた主な研修

自己啓発	自主研究グループ活動助成、職員提案制度
職場研修	新規採用職員研修、「同和」問題研修、メンタルヘルス研修
職場外研修	階別研修(新規採用職員研修、新任係長研修、新任課長研修 など) 選択研修(政策形成演習研修、行政評価研修、市町村税研修、O A 研修、マーケティング研修、目標による管理研修、接遇指導者養成研修、行政経営研修 など)

【勤務成績の評定】

●勤務成績の評定制度の概要

任命権者は公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置をとることとされています。職員の能力や経歴、勤務実績等を総合的に評価することで転任や昇任等を行い、適材適所の徹底を図っています。現在、地方公務員を含む公務員制度改革が論議されており、現行の勤務評定制度に替え、能力評価と業績評価からなる新たな評価制度の導入について試行を行っています。

表－10 職員数の状況(平成17年4月1日現在) ※派遣職員と特別職は除く。

●職員数

部門	区分	職員数(人)			対前年度増減数(人)			平成17年度の 主な増減理由
		平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	
福祉関係を除く一般行政	議 会	5	5	5	0	0	0	
	総 務	69	72	69	△1	3	△3	他団体への派遣など
	税 務	21	21	21	0	0	0	
	農林水産	13	11	12	0	△2	1	職員配置
	商 工	3	3	3	0	0	0	
	土 木	25	26	27	0	1	1	
	小 計	136	138	137	△1	2	△1	
福祉関係	民 生	111	107	104	0	△4	△3	組織の見直し
	衛 生	25	25	25	△1	0	0	
	小 計	136	132	129	△1	△4	△3	
特別行政	教 育	66	65	67	△8	△1	2	歴史業務職員配置
	消 防	0	0	0	0	0	0	
	小 計	66	65	67	△8	△1	2	
公営企業等	水 道	20	20	17	0	0	△3	浄水場民間委託
	下水道	14	14	14	1	0	0	
	その他	16	16	17	1	0	1	介護保険職員配置
	小 計	50	50	48	2	0	△2	
合 計		388	385	381	△8	△3	△4	

●職員の任免

区 分		採 用 (平成17年4月1日)	退 職 (平成16年度)		
			定 年	勸 奨	自己都合その他
一般行政職	一般事務	6	1	5	4
	保育士	0	0	0	0
計		6	1	5	4

表－12 分限、懲戒処分(平成16年度実績)

分限処分制度とは、一定の事由(心身の故障のため)によって職員がその職責を十分に果たすることができない場合、公務能率の維持を目的として、その身分に不利益な変動をもたらす処分です。降任、免職、退職、降給があります。

懲戒処分制度は、職員の一定の義務違反に対する責任を問うもので、地方公共団体の規律と秩序を維持することを目的として、任命権者が職員の責任を追及して科す処分です。戒告、減給、停職、免職があります。

●分限処分の状況

内 容	人 数
降 任	0
免 職	0
休 職	18
降 給	0

※休職処分者数は、当該年度に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

表－11 勤務時間その他の勤務条件の状況(平成17年4月1日現在)

●勤務時間

開 始 時 刻	8 時30分
終 了 時 刻	17 時
週 休 日	土曜日、日曜日
1 週間の正規の勤務時間	38時間45分

※職場により、上記と異なる場合があります。

【その他の勤務条件】

●休 暇

休暇の種類	事 由	期 間	給 料
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年20日	有 給
病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合	結核性疾患の場合 1 年 その他の疾患の場合 90 日	有 給
特別休暇 (主なもの)	職員の分娩	産前 6 週間(多胎妊娠の場合は、14週間)・産後 8 週間	有 給
	子の看護休暇	5 日の範囲内	
	職員の出産補助	3 日の範囲内	
	職員の結婚	7 日の範囲内	
	ボランティア休暇	5 日の範囲内	
忌引		配偶者が死亡した場合(10日以内)父母または養父母が死亡した場合(血族… 7 日以内、姻族… 3 日以内)など	

※上記以外に介護休暇(無給)などがあります。

●育児休業制度

種 類	事 由	期 間	給 料
育児休業	3 歳に満たない子を養育する職員	子が 3 歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無 給
部分休業		1 日を通じて 4 時間を超えない範囲内で、職員の託児の状態、通勤の状況などから必要とされる時間	無 給



【この記事に関するお問い合わせは】

市役所人事秘書課

☎ 9 4 2 局 1 1 1 1 番 内線 3 8 1 番

●紙面の都合により、一部省略して掲載しています。詳細についてはホームページをご覧ください。●



今月のSpot Light
2月18日(土)エコロの森のエコ教室で、たまごキャンドルづくりが行われました。たまごキャンドルとは、たまごの殻に溶かしたロウを流し込んでつくるキャンドルです。今回は小学生から大人までの14人が参加、みんな楽しそうに取り組んでいました。

●**裁判所職員採用試験**
裁判所事務官採用Ⅰ・Ⅱ種試験、家庭裁判所調査官補採用Ⅰ種試験を行います。
■**受付期間** 4月3日(月)～17日(月)
■**受験資格** 昭和51年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた人。
※受験案内及び受験申込書は最寄りの裁判所で配布しています。

●**国家公務員採用試験**
○Ⅰ種試験
■**受験資格** 昭和48年4月2日～昭和60年4月1日

○**労働基準監督官採用試験**
■**受験資格** 昭和52年4月2日～昭和60年4月1日生まれの人。また、昭和60年4月2日以降生まれで平成19年3月までに大学卒業・卒業見込み及び人事院が同等と認める人
■**受付期間** 4月3日(月)～14日(金)

○**国税専門官採用試験**
■**受験資格** 昭和54年4月2日～昭和60年4月1日生まれの人。また、昭和60年4月2日以降生まれで平成19年3月までに大学卒業・卒業見込み及び人事院が同等と認める人
■**受付期間** 4月3日(月)～14日(金)

○**法務教官採用試験**
■**受験資格** 昭和52年4月2日～昭和60年4月1日生まれの人。また、昭和60年4月2日以降生まれで平成19年3月までに大学卒業・卒業見込み及び人事院が同等と認める人
■**受付期間** 4月3日(月)～14日(金)

○**受検案内等の請求方法**
返信用封筒(角形2号、140円分(国税専門官については120円分)の切手貼付、あて先明記)を同封した封筒に、請求する試験名を朱書きし、左記まで送付してください。

■**請求先・問い合わせ先**
人事院九州事務局第二課試験係 (〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号)
☎ 431局7733番
FAX 475局0565番

敷金トラブルに注意しましょう 消費者生活情報

引っ越しの季節は、敷金に関する相談が多くなります。『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(国土交通省)』によると、通常使用で悪くなった畳や障子の修繕は貸主の負担になります。しかし、契約書の中には、貸主が負担すべき経費が借主の負担になっているものもあるようです。

◆入居時のポイント◆

トラブルを避けるため、退去時にどのような負担が伴うことになるのか、重要事項について説明を受け、契約書(特約事項を含む)の内容をしっかりと確認してから契約しましょう。

◆退去時のポイント◆

納得できない補修費用を請求された場合は、明細書を要求し、ガイドラインに沿って交渉しましょう。相手との折り合いが付かない場合は、あらかじめ消費生活相談窓口にご相談ください。

■問い合わせ先 古賀市消費生活相談窓口(市商工振興室内)

☎942局1111番(内線362)

今月の環境ポイント

3月は引っ越しが多くなるシーズンです。新しい生活用品を買いそろえる一方で、不要になった物を捨てる人も多く、ごみが増える月でもあります。

自分ももう使わないものでも、欲しいという人がいるかも。捨てる前に友人に声をかけたり、リサイクルショップなどを利用してみませんか。



環境課 ☎ 9 4 2 局 1 1 2 7 番

3月生活情報

古賀市役所の代表電話番号 ☎ 9 4 2 局 1 1 1 1 番
●個展や展覧会を開きませんか。市コミュニティホール(JR古賀駅の2階)は、みんなのふれあいの場所です。詳しくは、同ホール(☎943局7441番)へ。
●次回の市役所裏での分別収集は3月13日、20日、4月4日のいずれも13時から16時までです。

THE HUMAN RIGHTS

シリーズ 人権を考える 112

インターネットと人権
忘れないで！
画面の向こうには
人がいる……。



未知の相手と気軽に情報のやり取りを可能とするインターネット。しかし、そのかげでは……。

このインターネットを利用して、最近では個人のホームページを

インターネット——世界中の人々と情報を共有でき、また、メールなどのコミュニケーション手段としても活用できるたいへん便利なものです。今後、ますます普及が進み、私たちの生活の中にもごく自然に、あたりまえにあるものになっていくでしょう。

持ったり、「ブログ」という形で自分の日記をネット上に掲載したりと、本来なら出会うこと・知ることができない人たちとの交流も可能となりました。今や、私たちは世界中の人々と友達になれる環境にあるといえます。また、自分の名前や顔を誰にも知られることなく発信することが可能なので、匿名性が高いインターネットだからこ

一方で、誰もが自由に不特定多数の人に情報を送る、しかもそれが匿名で行えるというインターネットの特性を利用(悪用)し、ネット上に匿名で個人への誹謗・中傷、「同和」問題、「障害」者・外国籍の人などに対する差別書き込みが発生しています。

匿名性の高いインターネットだからこそ、ほんとうの意味での人権意識が、今、問われています。

■問い合わせ先 人権・同和政策課
☎ 9 4 2 局 1 1 1 1 番(内線284)

私たちはこうした状況を「しかたがない」と見過ごすのではなく、インターネット利用者一人ひとりが「差別を許さない」という強い信念を持って、「それっておかしいゾー」と感じることを忘れてはいけません。そうした差別を許さないという「思い」が人権尊重の高まりにつながり、一人ひとりがたいせつにされることになるのではないのでしょうか。

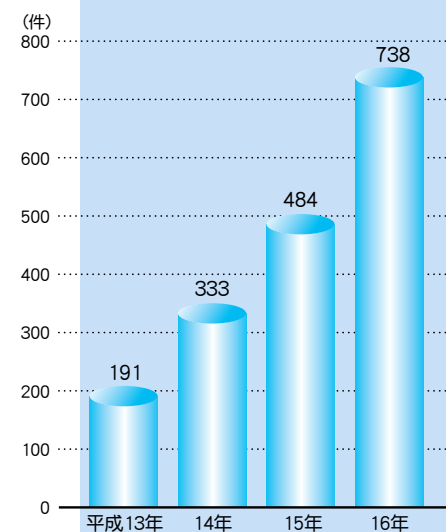
これらは決して許されるものではありません。

インターネットは、人と人とのコミュニケーション。相手への思いやりの気持ちを忘れてはいけません。お互いを尊重し、正しい利用を心がけることで、今までにない、豊かで楽しいコミュニケーションの輪が広がっていきます。

インターネットによる人権侵害に関する相談窓口

福岡法務局 [福岡市中央区舞鶴3-9-15] ☎ 7 2 1 局 9 1 6 6 番

【相談件数】
法務省人権擁護機関(人権擁護委員会を含む)が受け付けたインターネットを利用した人権侵害事案の推移





●このコーナーは古賀市内の消防団を紹介するコーナーです。消防団への入団希望者は各地域の地元消防団か、古賀市総務課庶務係(☎942局1112番)までどうぞ。

古賀市消防団第15分団

管轄区■薬王寺 分団長■鍵山 圭介さん

我々第15分団が管轄する薬王寺区は、山林から新興住宅まで幅広く、古賀市内で唯一の温泉地で観光客も多いため、地域防災への取り組みにいつも力を入れています。

団員は総勢20名。分団長経験がある団員も多く、経験豊かな分団です。団員同士の仲も良く、何事に関しても全員で真剣に話し合い、団結力を高めています。また、古賀市消防団の中では唯一、分団のOB会があり、現役団員との交流を深めるだけでなく、合同訓練などを行って地域の安全確保に全力を挙げています。このような地域、OB、現役の絆の深さは古賀市一だと自負しているところなんです。

平成15年からは消防団のPR活動として古賀市駅伝への参加に取り組んでいます。



インターネットに接続可能な
携帯電話からもご覧いただける
ホームページを開設しました

携帯電話用アドレス
<http://www.city.koga.fukuoka.jp/m/>
※一部の携帯電話ではご利用できないことがあります。

QRコード対応のカメラ付き
携帯電話で右のコードを読み
取ると、古賀市の携帯電話向
けホームページへ素早くアクセ
スできます。

古賀市公式ホームページQRコード

問い合わせ先
福岡労働局総務部労働保
険適用室
☎434局9833 また
は9834番
ホームページ <http://www.fukuoka.plb.go.jp>

地域、OB、現役の 絆の深さは古賀市一です。

高齢者自動車 安全運転講習会

高齢者の交通事故率が増加しています。高齢の皆さん、もう一度ご自分の運転を見直してみませんか？(70歳以上の人の免許更新時に必要な「高齢者講習」ではありません。)

■日時 4月9日(日)

■場所 古賀自動車学校(千鳥)

■対象 市内在住の65歳以上の免許証所持者

※高齢者の免許更新時講習説明と、運転の実技体験で、参加は無料です。希望者は3月31日(金)までにお電話ください。(30

職業生活 設計セミナー

人での締め切り) 申し込み・問い合わせ先 市役所建設課管理係 ☎942局1117番

■内容と日時
○4月15日(土)「中高年のキャリア開発パート1」10時~12時「年金のしくみと受給のポイント」13時~15時
○4月18日(火)「退職後の生活設計(ライフプラン

福岡県あんしん 住替え情報バンク

福岡県では、郊外と都市部との住み替えを橋渡しするための相談情報窓口「福岡県あんしん住替え情報バ

■対象 45歳以上の中高年者

■定員 各テーマとも先着20人

■場所・問い合わせ先 福岡高齢期雇用就業支援センター(福岡市博多区博多駅前3丁目2番1号日本生命ビル2階) ☎433局1068番

事業主の皆さまへ

労働保険(労災保険・雇

ンク」を運営しています。このバンクでは、「住宅の維持がたいへん」、「病院が近くの便利などところへ引越したい」など、住み替えを考えている人への情報提供や、現在お住まいの住宅を売却あるいは賃貸する場合の注意点、資金計画などについて専門の相談員がお答えします。気軽に相談ください。

■問い合わせ先 (財)福岡県建築住宅センター内住替えバンク事務局 ☎725局0896

点描

編集後記

●長くて寒い冬がようやく終盤を迎え、少しずつ春らしくなってきました。もうすぐ皆さんが心待ち？にしている花見の季節がやってきます。●昨年私は、

母の実家近くの桜を見に行きました。上を見ると花が満開でうっとりとしたのですが、下を見ると…ごみがあちこちに散乱していて、上と下でこんなにも景色が違うのかと本当にがっかりしました。きれいな花を見せてくれた桜に対するお礼がこれなのかと思うと、人間ってやっ

ぱり身勝手だなと感じざるをえません。きれいな桜を見た後は、桜のためにも、次に桜を見る人のためにも、自分で出したごみはぜひとも持ち帰り、心まできれいにしたいものです。今年も期待と不安を胸に、懲りずに花見に行きたいと思っています。(西村)

ひとのデータ ()は前年比

人口	56,676人(+40)
男性	27,319人(-39)
女性	29,357人(+79)
世帯数	20,884世帯(+372)
出生	33人 転入 181人
死亡	31人 転出 199人

データ ●2006年2月28日現在

JICAからの お知らせ

○青年海外協力隊募集
募集期間 4月1日(土)~5月10日(水)

■応募資格 満20歳~満39歳(応募締切日)までの日本国籍を持つ人

■募集職種 農林水産、加工、保守操作、土木建築、保健衛生、教育文化、スポーツの7部門約120職種

○シニア海外ボランティア募集
募集期間 4月1日(土)~5月10日(水)

■応募資格 満40歳~満69歳(平成18年11月10日現在)までの日本国籍を持つ人

■募集職種 計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、エネルギー、商業・観光、人的資源、保健・医療、社会福祉の9分野

■願書の配布
いずれの願書も自治体、ハローワーク、レインボープラザなどで配布しています。詳しくはJICA九州(☎093167118349)までお問い合わせください。※応募には健康診断書が必要ですが、健康診断書は

JICA指定の診断書様式を使用してください。同様式はホームページからダウンロードできます。受診から結果を受けるまで2週間程度かかります。早めに受診してください。

■問い合わせ先
いずれも(財)福岡国際交流協会 ☎733局5638番
ホームページ <http://www.jica.go.jp>

※「青年海外協力隊」「シニア海外ボランティア」の短期ボランティア(派遣期間が数週間から1年未満)も年6回募集しています。詳しくはホームページをご覧ください。

詐欺に 注意しましょう
○架空請求詐欺に注意しましょう。
粕屋警察署管内にお住まいの人々に○訴訟○管理センター、同管理機構または管理局といった団体から「総合消費料金未納分訴訟最終通告書」と記載されたハガキが届いています。被害に遭わないよう十分に注意してください。
ハガキが届いたら、次のことに注意しましょう。
①ハガキに記載された電話

児童扶養手当

父母の離婚・父の死亡などで、父と生計を同じくしていない児童について、母子世帯などの生活の安定を図り、自立を促進するために手当を支給する制度です。

対象者

支給要件に該当する18歳到達後最初の3月31日までにある児童(障害児については20歳未満)を監護している母、または母に代わってその児童を養育している人。

支給要件

①父母の離婚 ②父が死亡 ③父が重度障害 ④父の生死不明 ⑤父から1年以上遺棄されている ⑥父が1年以上拘禁されている ⑦母が未婚で懐胎 ※あくまでも支給要件ですので、上記を満たすだけで認定になるわけではありません。

◎手当月額(平成18年1月現在)

区分	児童1人	児童2人	児童3人
全部支給	41,880円	46,880円	49,880円
一部支給	9,880円~41,870円	14,880円~46,870円	17,880円~49,870円

※受給者の所得によって10円単位で手当月額は異なります。
※平成18年4月から額改正の予定です。

必要書類などについては個人で異なります。職員がお話をうかがった後、説明いたしますので、必ず本人がご来庁ください。

問い合わせ先

古賀市役所 国保年金課 医療係 ☎942局1111(内線222)

市立歴史資料館
FAX ☎944局6214番
944局6215番
<http://www.lib-tykoga.org>



古賀市立歴史資料館案内パンフレットが4月中旬ごろできあがります。考古・歴史・民俗などを紹介します。また、来年度も企画展や自然史・歴史講座を計画しています。詳しいことは、4月の広報でご案内いたします。

市誌編集室では、戦後から昭和60年代までの古い写真を探しています。お持ちの人は資料館まで一報ください。(担当…松下まで)

歴史資料館案内
パンフレット

歴史資料館「たより」

古賀市イベントカレンダー

平成18年 **2006年** ▶ **2007年** 平成19年

平成18年4月から同19年3月までに開催される市内の主な行事

4 APRIL <table><tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td></tr><tr><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>23/30</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td></tr></table> 2日 消防団入退団式 6～15日 春の交通安全運動 9日 高齢者交通安全運転講習会 10日 中学校入学式 11日 小学校入学式 21日 市図書館・子ども読書講座 27日 市長と語るまちづくり	日	月	火	水	木	金	土							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23/30	24	25	26	27	28	29	5 MAY <table><tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td></td><td></td></tr><tr><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td></tr><tr><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td></tr><tr><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td></tr><tr><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 13日 10万本ふるさとの森づくり 「夏の育林行動」 14・21・28日 春の道路環境美化 24日 コスモス市民講座開講式 24日 市図書館 文学の足跡を訪ねて① 中旬 食品フェア	日	月	火	水	木	金	土							1	2	3	4	5	6			7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				6 JUNE <table><tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td>3</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr><tr><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td></tr><tr><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td></tr><tr><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td></td></tr></table> 1日 人権擁護委員の日 1～7日 水道週間 4日 ラブアース・クリーンアップ2006 4日 市図書館・古典文学講座① 4・11・18日 春の道路環境美化 18日 市図書館・古典文学講座② 23～29日 男女共同参画週間 上旬 市議会定例会招集 下旬 非行防止大会	日	月	火	水	木	金	土							1					2	3		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		7 JULY <table><tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td></tr><tr><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>23/30</td><td>24/31</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td></tr></table> 「同和」問題啓発強調月間 9日 市「同和」問題を考える市民のつどい 9日 市図書館・古典文学講座③ 7月1日～8月13日 九大サマーコース留学生ホームステイ 16日 環境美化行動の日 17日 市図書館・おはなし会スペシャル 17日～26日 アジア太平洋子ども会議ホームステイ 20～31日 夏の交通安全運動 29・30日 市民映画祭 上旬 市消防ポンプ操法大会 下旬 リーダー塾開講式	日	月	火	水	木	金	土							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23/30	24/31	25	26	27	28	29														
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																	
						1																																																																																																																																																																																																	
2	3	4	5	6	7	8																																																																																																																																																																																																	
9	10	11	12	13	14	15																																																																																																																																																																																																	
16	17	18	19	20	21	22																																																																																																																																																																																																	
23/30	24	25	26	27	28	29																																																																																																																																																																																																	
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																	
						1																																																																																																																																																																																																	
2	3	4	5	6																																																																																																																																																																																																			
7	8	9	10	11	12	13																																																																																																																																																																																																	
14	15	16	17	18	19	20																																																																																																																																																																																																	
21	22	23	24	25	26	27																																																																																																																																																																																																	
28	29	30	31																																																																																																																																																																																																				
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																	
						1																																																																																																																																																																																																	
				2	3																																																																																																																																																																																																		
4	5	6	7	8	9	10																																																																																																																																																																																																	
11	12	13	14	15	16	17																																																																																																																																																																																																	
18	19	20	21	22	23	24																																																																																																																																																																																																	
25	26	27	28	29	30																																																																																																																																																																																																		
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																	
						1																																																																																																																																																																																																	
2	3	4	5	6	7	8																																																																																																																																																																																																	
9	10	11	12	13	14	15																																																																																																																																																																																																	
16	17	18	19	20	21	22																																																																																																																																																																																																	
23/30	24/31	25	26	27	28	29																																																																																																																																																																																																	
8 AUGUST <table><tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr><tr><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td></tr><tr><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td></tr><tr><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td></tr></table> 1～7日 水の週間 6日 粕屋地区体育大会 15日 谷山盆綱引き 20日 県民体育大会夏季大会 25日 市民ゴルフ大会	日	月	火	水	木	金	土							1					2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		9 SEPTEMBER <table><tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td></tr><tr><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td></tr><tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td></tr></table> 13日 市図書館 福岡地区読書研修会 18日 篠内放生会 21～30日 秋の交通安全運動 23・24日 県民体育大会秋季大会 24日 高齢者自動車安全運転講習会 28・29日 古賀放生会 30日 野外クラシックコンサート 30日 10万本ふるさとの森づくり 「秋の育林行動」 上旬 市議会定例会招集 上旬～中旬 就学前健康診断	日	月	火	水	木	金	土							1					2			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	10 OCTOBER <table><tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr><tr><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td></tr><tr><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td></tr><tr><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td></tr></table> マイ・バッグキャンペーン月間 4～5日 青柳放生会 15日 子どもわくわくフェスタ 15・22・29日 秋の道路環境美化 18日 市図書館 文学の足跡を訪ねて② 21日 レクリエーションスポーツの祭典 28日～11月5日 第12回図書館まつり	日	月	火	水	木	金	土							1					2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		11 NOVEMBER <table><tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr><tr><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td></tr><tr><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td></tr><tr><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td></td><td></td></tr></table> 3日 古賀市民駅伝競走大会 3日 古賀市文化の日記念式典 5・12・19日 秋の道路環境美化 9～15日 秋の火災予防週間 12日 第22回まつり古賀 健康福祉まつり(同時開催) 中～下旬 移動美術館展	日	月	火	水	木	金	土							1					2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																	
						1																																																																																																																																																																																																	
				2	3	4																																																																																																																																																																																																	
5	6	7	8	9	10	11																																																																																																																																																																																																	
12	13	14	15	16	17	18																																																																																																																																																																																																	
19	20	21	22	23	24	25																																																																																																																																																																																																	
26	27	28	29	30	31																																																																																																																																																																																																		
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																	
						1																																																																																																																																																																																																	
				2																																																																																																																																																																																																			
3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																																																																																																	
10	11	12	13	14	15	16																																																																																																																																																																																																	
17	18	19	20	21	22	23																																																																																																																																																																																																	
24	25	26	27	28	29	30																																																																																																																																																																																																	
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																	
						1																																																																																																																																																																																																	
				2	3	4																																																																																																																																																																																																	
5	6	7	8	9	10	11																																																																																																																																																																																																	
12	13	14	15	16	17	18																																																																																																																																																																																																	
19	20	21	22	23	24	25																																																																																																																																																																																																	
26	27	28	29	30	31																																																																																																																																																																																																		
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																	
						1																																																																																																																																																																																																	
				2	3	4																																																																																																																																																																																																	
5	6	7	8	9	10	11																																																																																																																																																																																																	
12	13	14	15	16	17	18																																																																																																																																																																																																	
19	20	21	22	23	24	25																																																																																																																																																																																																	
26	27	28	29	30																																																																																																																																																																																																			
12 DECEMBER <table><tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td></tr><tr><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td></tr><tr><td>24/31</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td></tr></table> 4～10日 市人権尊重週間 10日 市「人権を尊重する市民の集い」 11～31日 年末交通安全運動 17日 市図書館 冬のおはなし会スペシャル 25～30日 年末防犯・防火夜警 上旬 市議会定例会招集	日	月	火	水	木	金	土							1					2			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24/31	25	26	27	28	29	30	1 JANUARY <table><tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr><tr><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td></tr><tr><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td></tr><tr><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td></tr></table> 7日 市消防出初式 7日 市成人式式典 7日 市成人式記念駅伝大会 28日 童謡まつり 中旬 リーダー塾開講式	日	月	火	水	木	金	土							1					2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		2 FEBRUARY <table><tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td>3</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr><tr><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td></tr><tr><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td></tr><tr><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 2月1日～3月15日 市・県民税の申告 2月16日～3月15日 所得税の申告 2月16日～3月15日 所得税の申告 5日 県民体育大会冬季大会 10日 市図書館 古賀市親子読書のつどい 中旬 地域づくりシンポジウム 中旬 地域で子育て推進フォーラム	日	月	火	水	木	金	土							1					2	3		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				3 MARCH <table><tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td>3</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr><tr><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td></tr><tr><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td></tr><tr><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td></tr></table> 2月1日～3月15日 市・県民税の申告 2月16日～3月15日 所得税の申告 1～7日 春の火災予防週間 21日 クリーンデー 上旬 市議会定例会招集 上旬 10万本ふるさとの森づくり 「第6回植樹祭」 中旬 コスモス市民講座開講式 中旬 小・中・高校卒業式 下旬 なの花祭り	日	月	火	水	木	金	土							1					2	3		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																	
						1																																																																																																																																																																																																	
				2																																																																																																																																																																																																			
3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																																																																																																	
10	11	12	13	14	15	16																																																																																																																																																																																																	
17	18	19	20	21	22	23																																																																																																																																																																																																	
24/31	25	26	27	28	29	30																																																																																																																																																																																																	
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																	
						1																																																																																																																																																																																																	
				2	3	4																																																																																																																																																																																																	
5	6	7	8	9	10	11																																																																																																																																																																																																	
12	13	14	15	16	17	18																																																																																																																																																																																																	
19	20	21	22	23	24	25																																																																																																																																																																																																	
26	27	28	29	30	31																																																																																																																																																																																																		
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																	
						1																																																																																																																																																																																																	
				2	3																																																																																																																																																																																																		
4	5	6	7	8	9	10																																																																																																																																																																																																	
11	12	13	14	15	16	17																																																																																																																																																																																																	
18	19	20	21	22	23	24																																																																																																																																																																																																	
25	26	27	28																																																																																																																																																																																																				
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																	
						1																																																																																																																																																																																																	
				2	3																																																																																																																																																																																																		
4	5	6	7	8	9	10																																																																																																																																																																																																	
11	12	13	14	15	16	17																																																																																																																																																																																																	
18	19	20	21	22	23	24																																																																																																																																																																																																	
25	26	27	28	29	30	31																																																																																																																																																																																																	

詳しくは毎月発行の行事予定表(広報こがお知らせ版)に掲載しますが、行事日程は変更になる場合があります。